

利益相反マネジメントQ & A

産学官連携の推進にあたり、自らの行動を利益相反の視点からみつめていく必要があります。

利益相反の状態が生じやすいケースと、それに関する本学のマネジメントについて説明します。

1. 株取得関連
2. 責務相反
3. 兼業関連
4. ベンチャー関連
5. 一般の研究活動
6. 共同研究・受託研究・奨学寄付金
7. 研究成果等の公開

ご相談は、利益相反マネジメントオフィス へ
(内線:1576 E-Mail: riekisou-h@kagawa-u.ac.jp)

※メール送信にあたっては@を半角にしてください。

1. 株取得関連

ケース	マネジメント
○ 教員が自ら開発した技術を基にベンチャー企業を設立し、多数の株を持つ。このベンチャー企業と共同研究を実施し、その成果により株価が上昇、さらに公開して莫大な利益を得た。 ○ 研究者仲間と出資して企業を設立した。妻子名義でも出資を行い、妻子も利益を得た。	取得時期などに特に問題がない限り、株価の上昇によって利益を得ることは問題ありません。 教員が家族に利益を享受させるための出資は問題を生ずる場合があります。是正が必要なケースも考えられますので、利益相反ガイドラインの手續に従い、株取得申請書を提出してください。

2. 責務相反①

ケース	マネジメント
○ 教員がベンチャー企業を起こし取締役就任している。開発した製品が市場で不具合を生じ、その改善を販売先から請求された。製品の改善に専念するため、その教員は休講や会議欠席などを繰り返す。	兼業は、本務に支障のないように行うことが原則です。 兼業は、<u>香川大学職員就業規則</u>及び<u>香川大学職員兼業規程</u>に内容や手続が明記されていますので、適正な手続を踏まれておこなってください。

2. 責務相反②

ケース	マネジメント
○ ベンチャー企業の研究開発体制に、教員が研究室の学生を動員し、卒業研究も関連するテーマを設定している.	学生への教育は、他の義務に優先します. したがって、テーマの設定は学術的なものであり、かつ学生の自主的な意思を受け止めた上で、進められるのが望ましいと考えます.
○ 学外でのセミナー講師や講演活動のため、休講や会議欠席などを繰り返す.	学内での教育活動が最優先であることを前提に、部局長に兼業許可申請書を提出してください.

2. 責務相反③

ケース	マネジメント
○ 教員がベンチャー企業を起こし代表権を持った取締役就任している。開発した製品が市場で不具合を生じ、その改善を販売先から請求された。製品の改善に専念するため、その教員は休講や会議欠席などを繰り返す。	代表権を持つことについては、ベンチャー起業時にはある程度認めざるを得ないですが、会社が緊急事態となった時には代表権を持っている場合は、そちらが優先にならざるを得ないと考えられます。 したがって、会社がある程度軌道にのったら、代表権は持たないほうが望ましいと考えます。

3. 兼業関係

ケース	マネジメント
○ 兼業先で多額な報酬を受けている.	報酬の単価については、社会通念上、適正な範囲内にとどめるのが望ましいと考えます. しかし、その兼業先で特別な成果をあげたり、貢献をして報酬を受ける場合には、通常の兼業報酬とは別に成功報酬等で受けるのが望ましいと考えます.

4. ベンチャー関連①

ケース	マネジメント
○ 教員がベンチャー企業を起こし、研究室をその所在地とした。 ベンチャー企業と大学で共同研究契約を結び、光熱費・電話を無料使用する。 ○ 教員が、ベンチャーを起業し、研究室にて多くの時間を企業活動に使う。	研究室を所在地としてベンチャーを起業することは認められていません。 大学との共同研究契約により、研究開発を行うことは認められますが、光熱費や電話料等は、ベンチャー企業が負担するのが望ましいと考えます。 研究開発に関する活動は、研究室にても契約の範囲内で認められますが、企業活動の経営的な面は、学外で行われ、明確に区別されるのが望ましいと考えます。

4. ベンチャー関連②

ケース	マネジメント
○ 教員がベンチャーを起業し、研究室を、研究開発場所とした上、学生にベンチャー業務をやらせる.	学生にベンチャー業務をやらせても、大学における教育活動の枠内に留めるのが望ましいと考えます. 教育の一環として、ベンチャー業務の研修計画等を、教務委員会などに提出し実施することは可能ですが、ベンチャー企業との共同研究契約の対象にはなりません.

5. 一般の研究活動

ケース	マネジメント
○ 独自の研究で生じた特許やノウハウを、優先契約によって特定の企業に提示し、他の企業に提示しない。 ○ 役員兼業をしている企業との共同研究や技術移転が多く、癒着の疑念がある。	特許やノウハウの提示は、契約に基づきますが、広く技術移転されるのが望ましく、他企業との契約ができないという条項を契約書に含まないことが基本的に望ましいと考えます。 地域の大学として、地域貢献の立場から、兼業などを行っている地域の特定企業に技術移転が偏ることは考えられます。 相手先企業との関係を明示し、学内での必要な手続を適正に行うことで、透明性を確保するよう努めてください。

6. 共同研究・受託研究①

ケース	マネジメント
○ 教員が株を保有あるいは兼業している企業との共同研究において、企業側が有利となるような配慮をした知的財産権の持分を決定する。	いろいろなケースがありますので、大学と企業とで結んだ研究契約書に基づいて知的財産権の取り扱いを進めてください。 <u>香川大学職務発明規程</u>により、教員の発明は基本的に大学帰属になり、教員には活用によるロイヤリティが支払われます。

6. 共同研究・受託研究②

ケース	マネジメント
○ ある企業と長年共同研究を実施しているが、ライバル企業からも共同研究を持ちかけられ、同研究室の別の教員を契約者として共同研究契約を締結する。	類似の手法，類似のテーマで複数の共同研究を実施する場合は，それぞれのテーマ名，目的，成果内容を明確に区別するのが望ましいと考えます。 複数企業と内容のちかい共同研究を個別におこなう場合は，複数企業間に情報汚染が拡散しないよう細心の注意が必要になります。

7. 研究成果等の公開

ケース	マネジメント
○ 受託研究の成果を書籍として出版，学生向けの教材とし，印税を得たが，受託した企業からクレームを受けた． ○ 共同研究の成果の公表を，共同研究先の企業から指し止めされ，学術研究の活動を妨げている．	共同研究契約等を締結する際に，あらかじめ守秘の条件や公開の条件，タイミング等を協議し，それに従った公開を行うのが望ましいと考えます．